

旧有漢東小学校利活用事業
公募型プロポーザル実施要領

<対象物件>

岡山県高梁市有漢町上有漢 8 2 6 3 番地
旧有漢東小学校（土地・建物）

令和 8 年 8 月
高 梁 市

目 次

1 募集の趣旨等	1
(1) 募集の趣旨等	1
(2) 求める利活用事業の提案内容	1
2 事業概要	1
(1) 件名	1
(2) 目的	1
(3) 実施方法	1
(4) 契約内容	1
(5) 貸付期間	1
(6) 対象施設の概要	1
(7) 物件の注意事項	2
3 応募の資格要件等	3
4 スケジュール	4
5 応募の手続き	5
(1) 募集方法	5
(2) 応募予定者の届出	5
(3) 現地確認等	5
(4) 質問書の受付および回答	6
6 企画提案書等の提出	6
(1) 提出期間	6
(2) 提出先	6
(3) 提出方法	6
(4) 提出書類および提出部数	6
(5) 企画提案書の提出等にあたっての注意事項	7
(6) 辞退届の提出	7
7 プレゼンテーションの実施	7
(1) 選定委員会	7
(2) 審査方法	7
(3) 審査会の開催	7
(4) 審査の進め方	8
8 審査基準	8
9 情報公開	9
10 失格事項	9
11 契約相手方の決定	10
12 契約手続き	10
(1) 手続きの進め方	10
(2) 契約の手続き	10
(3) 契約の特記事項	11
(4) 借受者の責務、貸付条件等	11
(5) 契約書	11
13 その他留意事項	11
14 問い合わせ先	11
資料 ○旧有漢東小学校 敷地図面（施設台帳図面より）	12
○旧有漢東小学校 建物平面図（施設台帳図面より）	12

旧有漢東小学校利活用事業 公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月10日

1 募集の趣旨等

(1) 募集の趣旨等

本市では令和7年3月末をもって閉校となった旧有漢東小学校の土地および建物を有効に活用し、地域の活性化を図ることを目的として、現存する校舎や校庭を効果的に活用する事業者を幅広く募集します。

(2) 求める利活用事業の提案内容

廃校施設を地域資源として活かし、新たな交流の場を創出することで、地域の活性化（賑わいの創出、地域産業との連携等）および地域内外の交流人口の拡大に寄与する、持続可能な事業提案を求めます。

2 事業概要

(1) 件 名 旧有漢東小学校利活用事業

(2) 目 的 旧有漢東小学校利活用事業に関する事業者の選定にあたっては、跡地の活用による地域経済の活性化、環境への影響、コミュニティとの連携等の効果、また事業の確実性等を総合的に考慮する必要がある、価格のみで競争する一般的な入札方式には適さないと認められます。

そのため、地域の意向やニーズに可能な限り配慮しつつ地域活性化を図ることを目的として、跡地施設の土地および建物を一括して貸付をすることとし、民間事業者の専門性、技術力、企画力、創造性、実績等を勘案したうえで、総合的な観点からより優れた事業者を選定するため、本要領において必要な事項を定めるものです。

(3) 実施方法 公募型プロポーザル方式による。

(4) 契約内容 土地・建物賃貸借契約とします。

(5) 貸付期間 貸付期間は1年単位（継続契約）とする。ただし、期間終了後の対応については、必要に応じて協議のうえ決定する。

(6) 対象施設の概要

○旧有漢東小学校 物件調書

所 在 地	岡山県高梁市有漢町上有漢 8263 番地	
土地面積	8,004 m ² （登記面積）	
	内 訳	高梁市有漢町上有漢 8263 番 1（学校用地） 6,793 m ²
		高梁市有漢町上有漢 8258 番 2（学校用地） 1,079 m ² 高梁市有漢町上有漢 8259 番 3（学校用地） 132 m ²

対象施設の概要	校 舎	構 造：鉄筋コンクリート造（3階建） 面 積：2,001㎡ 建築年：昭和62年3月
	体育館	構 造：鉄筋コンクリート造（平屋建） 面 積：588㎡ 建築年：昭和62年3月
	その他 （倉庫）	構 造：鉄筋コンクリート造（平屋建） 面 積：36㎡ 建築年：昭和62年3月
土砂災害 警戒区域	該当なし	
インフラ関係	水道：簡易水道（口径30mm） 排水：合併処理浄化槽 電気：高圧受電設備	
そ の 他	JR西日本伯備線：備中高梁駅から18km（車で約20分） 岡山自動車道：有漢ICから約500m（車で約1分） 接道：県道49号線－国道313号線	
対象施設等の 使用条件	1 貸付の基本方針 土地および建物を一括で貸付するものとし、原則として一部のみの貸付は行いません。 2 基準貸付価格 土地・建物一括 1,578,749円（年額） ※基準貸付価格を上回る額または下回る額で貸付提案も可能とします。 3 貸付形態 市は、対象施設に係る補修等を行わず、現状有姿で貸付けるものとします。 4 施設の改変等に関する協議 建物の新築、改築、取壊し、また土地・工作物・立木等の現状を変更しようとする場合は、事前に市が必要と認める書類を提出し、協議のうえ承認を得て行うものとします。 5 第三者への貸付 施設の一部を第三者に貸付しようとする場合は、事前に市が必要と認める書類を提出し、協議のうえ承認を得て行うものとします。	

（7）物件の注意事項

ア 土地の土壌汚染調査、地質調査、地下埋設物調査は実施していません。各種調査、土壌改良、埋設物除去等に係る費用は、貸付の相手方（以下「借受者」という。）の負担となります。

イ 建物へのアスベスト（石綿）使用状況について、市は専門機関等による詳細調査は実施していないため、使用の有無は不明です。市はアスベスト調査を行わず、アスベスト

が発見された場合でも責任を負いません。借受者が建物の改築・解体を行う際には、アスベスト飛散防止措置が必要となり、解体工事費用等が割高となる可能性があります、その費用は借受者の負担となります。

ウ 建物および土地の利用、事業の実施にあたっては、関係法令および県・市条例等を遵守してください。物件調書に記載の事項以外にも、都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法等等に基づく規制・指導が行われる場合があります。詳細は所管行政庁へお問い合わせください。

エ 建物等を解体撤去する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく届出が必要です。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の適正処理が義務付けられます。

オ 借受者は、対象物件に含まれる建物・工作物・付帯設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、使用に必要な修繕・整備・安全性の確保を自らの負担と責任で行うものとします。

カ 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、草刈、切り株除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等の補修・撤去などの負担および整備は、市は一切行いません。越境物の処理についても、借受者が相隣関係に基づき対応してください。（契約後に判明した場合も同様とします。）

キ 対象物件の利用や事業実施にあたり、隣接土地所有者および地域住民への説明等、必要な調整はすべて借受者が行ってください。

ク 有漢学園が隣接する施設（プール等）を使用する場合、敷地内の通行や施設の一部利用について配慮するとともに、児童生徒が不安を感じることをないよう、プライバシー保護に十分配慮し、併せてプール利用者の安全確保に努めるものとします。

ケ 地元地域から連携の希望がある場合は、可能な限り協力・検討をお願いします。

コ 上記ケを踏まえた連携案があれば、提案内容として示してください。

サ 対象物件が避難所として指定されている期間中は、災害発生時における避難所としての利用について、市と連携し協力するものとします。

シ 防災情報は、岡山県ハザードマップ、高梁市防災マップ等で確認してください。

3 応募の資格要件等

プロポーザルに応募できる者は、以下の要件をすべて満たす個人または法人（公共的団体を含む。）とします。

複数者による共同応募も可能とし、その場合は共同申請者等の中から代表者を定め、代表者を窓口にする共同事業体として応募するものとします。

なお、共同応募の場合は、各構成員が下記要件をそれぞれ満たす必要があります。

- （１）高梁市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成 16 年高梁市告示第 75 号）または、高梁市物品調達等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成 24 年高梁市告示第 82 号）による指名停止を受けていないこと。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （３）過去 2 年間に、高梁市との契約において、競争入札の公正な執行を妨げた、落札者の契約を妨げた、または正当な理由なく契約を履行しなかった事実がないこと。

- (4) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に定める暴力団員、その他反社会的団体またはその構成員、またはこれらから委託を受けた者でないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体またはその構成員、またはこれらから委託を受けた者でないこと。
- (9) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する処分を受けた団体またはその構成員、またはこれらから委託を受けた者でないこと。
- (10) 対象物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する営業の用途に供しようとする者でないこと。
- (11) 対象物件を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める一般廃棄物、産業廃棄物また特別管理産業廃棄物を処理するための用途に供しようとする者でないこと。

4 スケジュール

1	公募型プロポーザル実施要領の公表	令和 8 年 8 月 10 日(月)
2	応募予定者の届出期限	9 月 2 日(水)まで
3	現地確認期間 (事前申込制)	8 月 17 日(月)～9 月 2 日(水)まで
4	質問書の受付期間 (質問への回答期限)	8 月 17 日(月)～9 月 2 日(水)まで (9 月 4 日(金))
5	企画提案書の受付期間	8 月 17 日(月)～9 月 11 日(金)
6	審査（プレゼンテーション）	9 月 下旬（別途通知）
7	契約候補者の決定 審査結果の通知・公表	9 月 下旬
8	契約候補者との協議・調整、 事業計画書の提出	9 月 下旬 ～ 10 月 上旬
9	本契約の締結	10 月 上旬

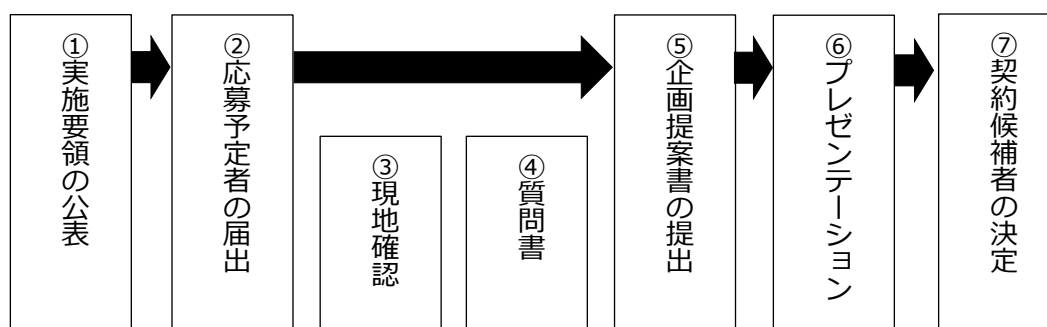
※上記のスケジュールは変更となる可能性もありますのでご了承ください。

5 応募の手続き

(1) 募集方法

- ア 応募に必要な実施要領等は、下記の市ホームページに掲載しています。
<https://www.city.takahashi.lg.jp/site/shiyuzaisan/proposal2026-01.html>
- イ 公表期間 8月10日(月)から9月2日(水)まで
- ウ 所管課 高梁市役所 企画財政部 財産活用課
〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地 高梁市役所3階
電話：0866-21-0207
Eメール：zaisan@city.takahashi.lg.jp

オ 主な流れ



(2) 応募予定者の届出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、「応募予定者届出書」(様式1)を速やかに提出してください。

なお、本届出がない場合は、現地確認、質問書の提出、企画提案書の提出を受け付けることができませんのでご注意ください。

- ア 提出期間 9月2日(水)午後5時まで(閉庁日を除く)
- イ 提出先 高梁市役所 企画財政部 財産活用課(高梁市役所3階)
〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地
- ウ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は配達証明ができるものに限る。必着)
- エ 提出部数 1部

(3) 現地確認等

本プロポーザルに係る現地確認・調査・施設関連図書の閲覧等は、下記の期間において対応します。希望される場合は事前にご連絡ください。

現地確認等を行わなくても応募は可能ですが、応募にあたっては必ず現地状況を確認・承知しておいてください。

なお、下記の期間以外で対象物件の建物内部への立入りはできません。

- ア 実施日 8月17日(月)から9月2日(水)(閉庁日を除く)
午前10時～午後4時のうち、対応時間は1時間半程度。
- イ 開催場所 旧有漢東小学校(岡山県高梁市有漢町上有漢8263番)
※現地集合、現地解散
- ウ 参加方法 高梁市役所 企画財政部 財産活用課へ電話連絡
電話：0866-21-0207

(4) 質問書の受付および回答

実施要領等に関する質問がある場合は、「質問書」(様式2)を下記のとおり提出してください。※電話・口頭での質問は受け付けません。

ア 受付期間 8月17日(月)から9月2日(水)午後5時まで

イ 提出方法 電子メール(提出先: zaisan@city.takahashi.lg.jp)

※件名は「旧有漢東小学校利活用事業 質問書(●●●●)」としてください(●●●●は応募予定者名)。

ウ 回答日 9月4日(金) 予定

エ 回答方法 質問内容と回答を市ホームページに掲載します。なお、応募に必要と判断される質問のみ受け付け、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある質問については回答を行いません。

6 企画提案書等の提出

応募者(応募資格審査の結果、応募資格を有しないと認められた者を除く)は、指定日までに企画提案書等の必要書類を下記のとおり提出してください。

(1) 提出期間 8月17日(月)から9月11日(金)(閉庁日を除く)

(2) 提出先 5(2)イに同じ。

(3) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は配達証明ができるものに限る。必着)

(4) 提出書類および提出部数

ア 提出書類

① 応募申込書(様式3)

② 企画提案書(様式4)

③ 事業者の概要書(様式5)

④ 誓約書(様式6)

⑤ 事業者の定款(写)

⑥ 事業者の役員名簿(任意様式)

⑦ 印鑑証明書(応募申込日前3カ月以内の原本に限る。)

⑧ 事業者の直近3カ年間の決算書(貸借対照表、損益計算書等)(任意様式)

⑨ 法人税、消費税、地方消費税、都道府県税および市町村税に未納がないこと、並びに個人の場合は所得税および住民税に未納がないことを証明する書類(※いずれも納税証明書は3カ月以内に発行されたもの)

※複数者による共同応募の場合は、以下の点に留意してください。

・代表となる事業者・団体を1者に定めてください。

・上記③～⑨の書類については、共同事業体を構成するすべての事業者分を添付してください。

・上記「ア①応募書類」に加え、次の書類を提出してください。

○グループ構成員申請書(様式7)

○委任状(様式8)

イ 提出部数 各1部

※企画提案書一式のPDF等のデータも併せてお願いします。

(5) 企画提案書の提出等にあたっての注意事項

- ア 企画提案書等の提出は、1 応募者につき 1 案とします。
- イ 提出された企画提案書等は返却しません。市の公文書として、組織内で複写・配布する場合があります。
- ウ 企画提案書等の著作権は応募者に帰属しますが、公文書公開等の必要性により、提出書類の内容を公表する場合があります。
- エ 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- オ 企画提案書等提出後の内容変更、差替えはできません。
- カ 審査および選定結果に対する質問・異議は受け付けません。
- キ 本実施要領に修正が生じた場合や追加資料を公表する場合は、市ホームページに掲載します。

(6) 辞退届の提出

企画提案書提出後に辞退する者は、「応募辞退届」(様式 9) を下記のとおり提出してください。なお、この場合でも、本事業以外の事業において不利益を被ることはありません。

- ア 提出期限 9月16日(水) 午後5時まで
- イ 提出先 5(2)イに同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は配達証明ができるものに限る。必着)
- エ 提出部数 1部

7 プレゼンテーションの実施

(1) 選定委員会

旧有漢東小学校に係る「学校跡地利活用事業契約候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、企画提案書類等の審査を行います。

(2) 審査方法

- ア 評価 選考委員会委員(以下「委員」という。)は、提出された企画提案書等の確認、応募者によるプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、別途定める審査項目および配点等の審査基準に基づき、企画提案内容を総合的に評価します。
- イ 審査方法 プレゼンテーションによる審査を行います。

(3) 審査会の開催

- ア 開催日 9月下旬
- イ 開催場所 高梁市役所本庁 3階
- ウ 出席者 応募者1者につき3人以内
- エ 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書等に記載されている内容の範囲内で説明してください。
- オ その他
 - ・プレゼンテーション時間は応募受付順とし、各応募者45分以内(提案説明20分、ヒアリング・質疑25分)とします。
 - ・プレゼンテーションに必要な機器(大型モニター、HDMI ケーブル)は市が準備します。

- ・応募者は、上記機器を使用する場合、接続可能なパソコンを自身で用意し、企画提案書等の内容をスクリーンに映せるように準備してください。
- ・プレゼンテーションを欠席した場合は失格とし、審査および選定の対象としません。

(4) 審査の進め方

ア 委員は、応募者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーションでの説明およびヒアリングを踏まえ、市や地域の活性化への貢献度、事業内容、将来にわたり継続的に事業が実施されるか等について、審査基準に基づき総合的に審査します。

イ 各委員の評価結果をもとに審査し、平均評価点が最も高い者を契約候補者、次点者として選定します。

ウ 比較対象の平均評価点が同じ場合は、民間提案制度による提案で事業採択された提案者を優先的に決定する。

エ ウで示す審査項目の評価点も同じ場合は、出席委員の多数決により決定します。可否同数の場合は、委員長が決定します。

オ 平均評価点が60点未満の場合は、契約候補者または次点者として扱いません。

カ 最終審査結果は、すべての応募者（ただし、共同事業者の場合は代表者）に対し、9月下旬までに書面で通知するとともに、市ホームページで公表します。※審査結果および審査過程に関する質疑・異議には応じません。

8 審査基準

本プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査します。

＜審査基準表＞

審査項目		審査内容	配点
大項目	中項目		
事業の実現性および継続性	事業計画等	事業開始までのスケジュールが具体的で、実現性が高いか。	15
		無理のない収支見通しに基づく明確な収支計画が示されているか。	10
	資金調達能力	事業実施に伴う投資・資金調達計画が具体的で、実現性が高いか。	5
事業に期待する効果	地域の活性化	賑わいの創出、雇用の創出、市内企業との連携など、市内への波及効果が期待できるか。	20
		周辺施設との連携や自然環境の特性を活かした魅力ある地域づくりにつながる内容か。	15

事業者の 適格性	事業への理解 度	募集の趣旨を理解し、事業の目的や展望が明確 になっているか。	10
	財務状態	① 長期的・継続的に事業を確実に実行できる 財務基盤を有しているか。 ② 応募事業者の財務内容が健全であるか。	10
	事業実績	提案事業を確実に実行する事業実績があるか。	5
借受希望価格		希望価格の評価は、最高提案価格または基準価 格のいずれか高い価格を10点とする。	10
配 点 計			100

9 情報公開

高梁市情報公開条例（平成16年高梁市条例第10号）に基づき、本プロポーザルの実施に関する情報は、情報公開の対象とします。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報、または事業を営む個人の事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害するおそれがある情報）に該当するものについては、非公開とします。

10 失格事項

契約締結までに、下記の事項に該当することが判明した応募者は失格とし、契約候補者として選定しません。また、失格事項に該当した応募者は、判明した時点以降、市が実施する本プロポーザル手続に参加できません。さらに、失格事項該当時点で順位が定まっている場合には、当該応募者の順位を無効とし、次順位以降の応募者の順位を繰り上げます。

- （1）契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合
- （2）応募者による事業実施が困難であると判断される事実が判明した場合
- （3）本募集要領に示した条件等に違反し、または著しく逸脱した場合
- （4）必要書類が提出期限後に到着した場合 ※ただし、正当な理由があると市が認める場合はこの限りではありません。
- （5）提出書類に不備がある場合 ※誤字・脱字等の軽微な不備については、市が別途期限を定め補正を認める場合があります。
- （6）書類の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- （7）提出した書類等に虚偽または不正があった場合
- （8）談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続きを妨害する行為等があったと市が判断した場合

1 1 契約相手方の決定

市長は、選定委員会が選定した契約候補者を借受者として決定します。ただし、契約候補者に事故等が発生し、貸付が不可能となった場合は、次点者を借受者とします。

1 2 契約手続き

(1) 手続きの進め方

- ア 契約候補者の選定は、企画提案書等に記載された内容をすべて承認するものではありません。
- イ 審査結果の公表後、契約候補者は「旧有漢東小学校利活用事業に関する覚書」（別紙1参照。以下「覚書」という。）を締結し、事業実施に向けた基本的事項について協議・調整を行います。必要な範囲で企画提案書の項目の追加・変更・削除を行ったうえで契約できるものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行います。
- ウ 契約候補者は、覚書締結後、覚書に記載する期間内に、企画提案書（様式4）に基づき、賃貸物件の具体的な改修内容や事業運営等を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を市に提出してください。
- エ 事業計画書の内容が企画提案書と異なる場合、契約候補者は、変更内容およびその必要性を詳細に記載した変更承認申請書を市に提出し、承認を受けなければなりません。
- オ 変更承認にあたっては、必要に応じて選考委員会の意見を聴取したうえで承認の可否を決定します。ただし、事業計画書が当初の企画提案書から一貫性を欠く変更は認められません。

(2) 契約の手続き

- ア 対象物件について、借受者は市と賃貸借契約を締結します。
- イ 契約名義人は「借受者（応募者）名」とします。複数者による共同応募の場合は「応募代表者」が名義人となります。
- ウ 貸付期間は1年単位（継続契約）とします。期間終了後の対応は、借受者からの申出により、貸付期間満了の3カ月前までに協議し決定します。
- エ 契約に必要な費用（収入印紙等）は借受者の負担とします。
- オ 貸付料の納付は、貸付期間開始後2カ月以内に当該年度分を市へ納付してください。以降は毎年4月に当該年度分を納付するものとします。
- カ 貸付料は、賃貸借契約の開始日（契約日）を貸付料の発生日とします。なお、貸付料発生日が属する月の貸付料は、日割り計算により算定するものとします。

(3) 契約の特記事項

- 借受者と締結する契約には、次の特記事項を記載します。
- ア 事業の実施にあたっては、提案内容を遵守すること。
- イ 事業実施に必要な投資（修繕・改修・解体撤去・再築・登記・許認可手続き等）は、すべて借受者の負担とします。
- ウ 施設整備・運営にあたっては、建築基準法、消防等の関係法令・条例等を遵守し、改修等に必要な届出は借受者が行うこと。
- エ 建物、工作物等の整備・改修にあたっては、地元説明や近隣住民との協議を借受者の責任と負担で行うこと。

- オ 貸付期間に応じて設定した期間までに、提案事業に着手し、提案用途で利用すること。
 - カ 貸付期間中は、市が承認した場合を除き、提案事業用途以外への転用を禁止します。
 - キ 貸付期間中は、市の求めに応じて報告および協議に応じること。
 - ク 借受者が契約事項に違反した場合は、市は契約を解除できます。
 - ケ 契約解除時は、原則として借受者が自己負担で原状復旧を行うこと。ただし、市の承認を得て実施した改修等はこの限りではありません。
 - コ 契約締結後、対象物件に契約内容と適合しない点が判明しても、借受人は修補・代替物の請求、貸付料返還、損害賠償等を請求できません。
- (4) 借受者の責務、貸付条件等
- ア 企画提案した事業スケジュールを遵守すること。
 - イ 跡地施設利用に工事が伴う場合、工事着手前および工事中は景観等に配慮した環境美化に努めること。
 - ウ 提案事業の実施にあたり、開発許可申請等により提案内容を変更する場合は、事前に文書で市へ申請し、承認を得ること。※募集の趣旨に反する変更は認めません。
 - エ 道路、上下水道、電気、ガス、通信等のインフラについては、関係事業者との調整を借受者の責任と負担で行うこと。
- (5) 契約書
- 契約書は、市が準備する様式を使用します。

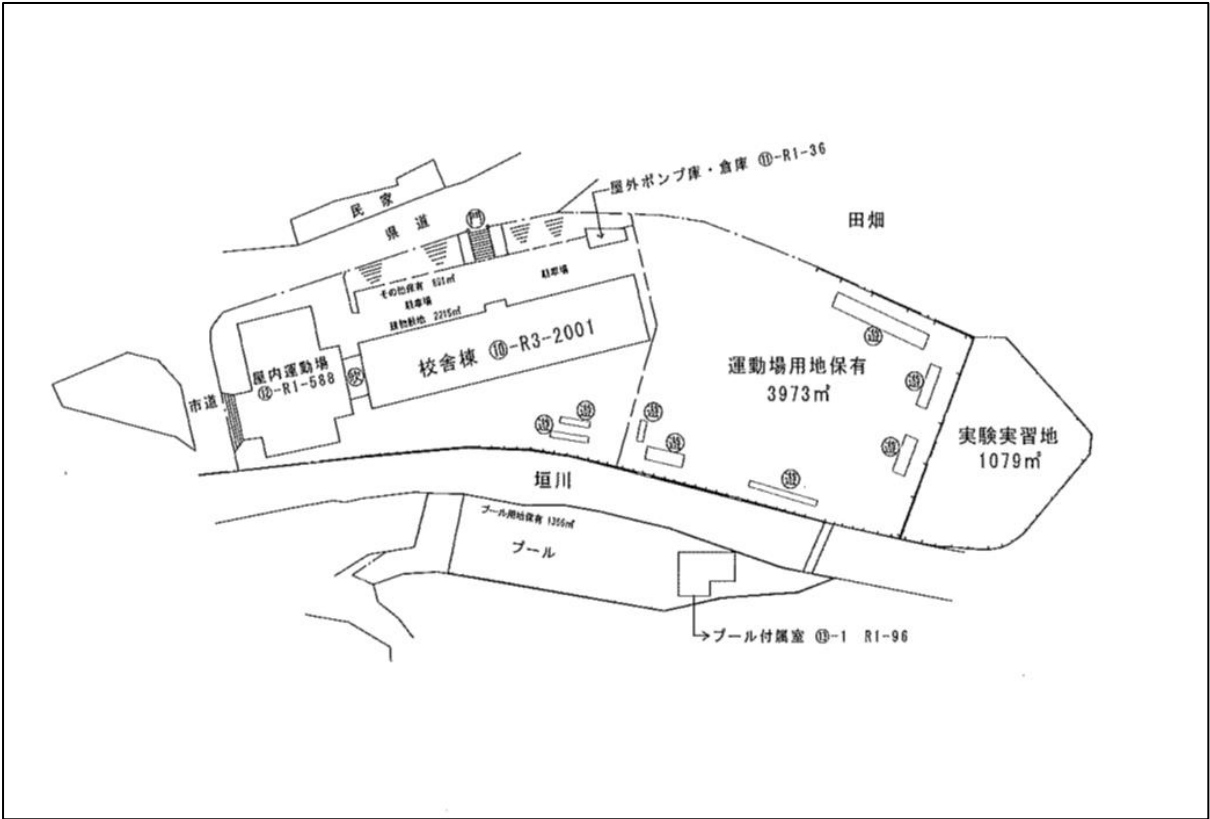
1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 応募者の名前等は公表しません。ただし、契約候補者および次点者となった者については公表します。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできません。
- (4) 契約候補者となった者は、契約締結までの間に、市が地域住民を対象とした事業内容等の説明会への出席を要請した場合、必ず出席してください。また、利活用にあたっては、地域住民との良好な信頼関係の構築に配慮してください。
- (5) 本実施要領に定めのない事項については、高梁市財務規則その他関係法令の定めによります。

1 4 問い合わせ先

高梁市役所 企画財政部 財産活用課（高梁市役所 3 階）
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地
TEL：0866-21-0207（直通）
E-mail：zaisan@city.takahashi.lg.jp

資料 ○旧有漢東小学校 敷地図面（施設台帳図面より）



資料 ○旧有漢東小学校 建物平面図（施設台帳図面より）

